

●香川県告示第82号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年3月13日

香川県知事 浜田恵造

1 起業者の名称

小豆医療組合

2 事業の種類

小豆島中央病院整備事業及びこれに伴う附帯事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県小豆郡小豆島町池田字迎地地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

小豆島中央病院整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本事業」という。）のうち、小豆島中央病院整備事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当する。

また、病院事業を行う上で最重要課題である医療従事者を確保するための対策として、附帯事業として行う院内保育所の整備は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である小豆医療組合は、小豆医療圏の公立病院の統合整備に関する事務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づく一部事務組合である。また、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により香川県知事の許可を受けており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

小豆医療圏は圏域が小豆島、豊島等の島から構成され、高松医療圏等の高度・専門医療へのアクセスに地理的に制約のある地域で、人口が大きく減少するとともに、少子高齢化が進んでいる。また、人口10万人当たりの医師や看護師の数が、全国平均を下回っている。

同圏域には現在、土庄町国民健康保険土庄中央病院（以下「土庄中央病院」という。）と小豆島町立内海病院（以下「内海病院」という。）があり、両病院は入院を要する患者への医療はもとより、他圏域では主に民間診療所が担っている外来初期診療も提供するなど、地域の中核病院となっている。

しかしながら、土庄中央病院においては、看護職員の不足及び高齢化により稼動病床数を制

限せざるを得ない状況となっているほか、建物は緊急に耐震改修が必要な状態である。また、内海病院においては、医師不足により一部内科病棟を閉鎖せざるを得ない状況となっているとともに、専門医の退職による圏域外への救急搬送の増加が課題となっている。さらに、両病院とも患者数の減少により病院収支が悪化しており、経営基盤を安定化させ、継続的な医療提供体制を整えることが必要となっている。

本事業は、小豆医療圏における2つの公立病院を統合再編することで、スタッフを集約化し、医療の継続的提供が可能な体制を維持するとともに、医療器械等の効率的な配置により経営基盤の安定化を図るものである。

本事業の施行により、総合診療機能を有する新たな中核病院が整備され、診療科目ごとの体制を強化することで、医師や看護師の勤務環境の改善と病院の耐震化を行い、圏域における医療の質の向上を図るとともに、圏域内の病院・診療所と連携して、地域に根付き、在宅の高齢者等にも適切に対応できる、安定的かつ継続的な医療提供体制が構築されるものであり、公益に資するところが大きい。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が既存文献等を基に任意で調査を行ったところ、本事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地については、交通アクセス等、患者の病院利用について容易な場所であること、既存町有地の活用を図ること等を考慮し、土庄中央病院拡張案、内海病院拡張案、小豆島町立池田中学校跡地移転案（以下「申請区域」という。）の3つの候補区域について検討が行われている。申請区域は他の区域と比較して経済性に優れており、最も合理的であると認められる。

さらに申請区域における周辺の土地については、西側候補地、東側候補地、南側候補地（以下「申請地」という。）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、効率的な施設配置が可能であり、利用者の利便性が高く、経済性にも優れていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4）法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

今後も人口及び患者数の著しい減少が見込まれる小豆医療圏において、現在の2つの公立病院を維持していく体制では、両病院ともにさらなる収支の悪化を招き、医療従事者の確保が困

難となり、二次医療圏として継続的な医療の提供ができなくなることが懸念されており、また、既存建物の一部は緊急に耐震改修が必要とされていることからも、圏域における医療の質の向上を図るとともに、安定的かつ継続的な医療提供体制を構築する本事業は、早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小豆島町総務部総務課